

調達件名：公共工事電子入札システムの構築に係る統合改修検証業務

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	意見	調達仕様書	7	4	4.1	(3)イ	1	1カ月に1度の報告としていただきたいです。	1週間に一度の報告では、書類作成などでかなりの工数を消費してしまうため。	本プロジェクトでは、特に各省との調整が必要な課題解決には時間がかかる可能性があります。これらの課題を迅速に対応し、進める必要があることから、当庁で作業の進捗を常に把握するために、原則として週1回の報告とします。
2	意見	調達仕様書	11	4	4.5	(1)～(3)	1	4.5 開発・テストについて、(1)、(2)、(3)は4省で統一する必要があるとのことですが、コーディング規約は各省独自とした方がよろしいかと思えます。	今回アプリケーションは4省庁個別で許容されており、その場合にコーディング規約（例えば変数の命名規則やエラーメッセージの出カールール等）などを統一するのは困難と考えています。現行システムは各省独自のコーディング規約で整備していますので、運用保守性を考え、現行プログラムと同じコーディングを採用すべきと考えます。	コーディング規約等の標準については、4省を統一することを必須要件としては求めていないため、各省ごとに標準を定めることも含め、実現性等を考慮した最適な標準を設定いただくことを想定しています。
3	意見	調達仕様書	12	4	4.10	(1)	3	4.4 (5) に移行計画書の作成と記載がございますが、成果物に移行計画書がございません。		4.4 (5) を移行計画書の”案”として修正し、表3 成果物の項番14へ追記致しました。
4	意見	調達仕様書	17	5	5.2	(3)	1	(3) システム設計・開発要員（クラウドサービスの設計・開発担当者）の要件につきまして、対象を代表者1名等と緩和いただきたいです。	システム設計・開発要員（クラウドサービスの設計・開発担当者）について、作業員全員へ資格を求めるのは現実的ではないため。	対象を代表者1名へ条件緩和いたします。
5	意見	調達仕様書_別紙1	74	3	3.11	(1)	3	防衛省の電子入札システムの中に、統計資料閲覧機能がありますが、こちらは契約事務支援システムの機能となります。		既存資料によれば、防衛省の電子入札システム内に電子入札統計資料閲覧機能が存在します。
6	意見	要件定義書	30,31	1	1.1	(4)	3	管理単位の採番タイミングの実態は以下の通りです。 入札契約情報：案件登録時 競争参加システムの業者情報：文教施設工事調達情報公開収集システム側で採番		No30、31の採番タイミングについて、ご指摘の通り修正いたします。
7	意見	要件定義書	39	1	1.7	(2)	1	1.7.業務の継続の方針等～（中略）～なお、入札結果については、主管課の指示に従い、本システム復旧後にシステムへの登録を行う。 とありますが、文部科学省は除くとしていただきたいです。	文部科学省の現行システムでは、結果だけ登録する機能（いわゆる紙案件を登録する機能）はなく、現在利用用途もございません。	「要件定義書1.7.業務の継続の方針等」に記載の内容はいわゆる障害発生により中断した電子案件を一旦システム外で紙入札として処理し、復旧後に「紙移行」および「紙入札提出」機能を用いて、開札処理の結果を改めて登録するという意味合いになります。文部科学省の発注者操作マニュアルを確認したところ、「紙移行」や「紙入札提出」の機能の記載が確認できます（ページV-8付近）。実際にこれらの機能が存在するのであれば、要件は満たしていると考えます。
8	意見	要件定義書	57	2	2.4	(1)	1	データ、ログの保存期間（削除期間）の条件がございますが、各省職員様と削除期間、方法の協議が必要となるかと思えます。	現行システムでは案件データを削除していないため、各省職員様への合意、および削除バッチ等の改修が必要となるため。	各省職員と協議済です。
9	質問	01_調達仕様書	3	1.7			1	1.7 作業スケジュール 図3において、防衛省側の現行システム（「電子入札システム」および「入札説明書等ダウンロードシステム」）から統合版システムへデータを移行する時期はいつを予定されているでしょうか。また現行システムのデータを移行する方式や考慮事項等ありましたら、ご説明ください。なお、データ移行作業において防衛省側では上記2システムの現行データを貴庁への引き渡しまでを想定しております。		移行時期は令和9年12月末から令和10年1月上旬を予定していますが、具体については移行計画として本業務にて検討する想定です。移行方式についても、本業務内で移行計画として検討する想定です。なお、考慮事項については、移行に要する停止期間を極力短縮することに留意ください。
10	質問	02_調達仕様書_別添1_要件定義書	38	1	1.5		1	左記文書表表 1-11 達成度評価指標（KPI：Key Performance Indicator）の運用経費削減では、「令和3年度の運用経費総額との差額（運用開始2年目で6億円以上）」と記載されています。設定されている金額の根拠について、ご説明ください。		令和3年度の運用経費総額に対して、ガバメントクラウドへの搭載及びシステム統合によって、システム運用経費、ヘルプデスク経費、ハードウェア保守経費、ソフトウェア保守経費、ハードウェア借料、ソフトウェア借料、サービス利用料及び施設利用等経費の削減額の合計を6億円以上と見積りました。 参考：デジタル庁重点政策一覧 No.3-90 (https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/1e27e6d1/20250613_policies_priority_outline_04.pdf)

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
11	質問	02_調達仕様書_別添1_要件定義書	42				1	表 2-1 機能の主な追加・変更点の発注者ホームページの変更：共通のお知らせ管理機能の新設「電子入札システム全体に関わるシステムメンテナンス情報等の共通お知らせ情報を管理し、各省の発注者ホームページへ連携する機能を新設する。」とありますが、'防衛省の発注者ホームページは部内（防衛省のクローズ環境）で公開されているため、「共通のお知らせ管理機能」との連携については調整が必要との認識でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。
12	質問	02_調達仕様書_別添1_要件定義書	67				1	表 3-8可用性に係る目標値の項番2国交省にのみ、入札説明書等ダウンロードシステム機能が掲載されており、利用時間が記載されていますが、項番5の防衛省でも同様との認識でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。 なお、利用時間の詳細な検討は本調達内の運用設計で検討いただく予定です。
13	質問	02_調達仕様書_別添1_要件定義書	82				1	表 3-27 主な運用作業一覧（防衛省）項番5に電子入札統合ホームページのお知らせ更新が記載されていますが、こちらは防衛省側から電子入札統合ホームページ運用保守担当者に情報提供のみを行い、更新する認識でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。 各省担当者は、更新に必要な情報をシステム管理者（デジタル庁）へ提供し、システム管理者（デジタル庁）からの指示に基づき、運用・保守委員（デジタル庁）が更新を行う想定です。
14	質問	02_要件定義書_別紙1-5_防衛省機能一覧	16				1	下記機能は現行の防衛省電子入札システムに存在せず、公共工事電子入札システム側で新規に実装される認識で合っていますでしょうか。 ・電子入札実施状況表示機能 電子入札システムにて実施された案件登録数、入札実施件数、入札実施内訳、業務における対応状況、工事における対応状況についての件数を全国、各地方局ごとに集計し、表示する。		電子入札実施状況閲覧機能（日次閲覧機能）は、現行の防衛省電子入札システムに存在しており、現行の機能を踏襲することを想定しています。
15	質問	02_要件定義書_別紙1-5_防衛省機能一覧	18				1	下記機能は現行の防衛省電子入札システムに存在せず、公共工事電子入札システム側で新規に実装される認識で合っていますでしょうか。 ・自動運転機能 各業務機能を構成するリソースの起動及び停止、並びに日次処理などの運用オペレーションを自動実行する。		ご認識の通りです。自動運転機能は、現行の防衛省電子入札システムに存在しません。
16	質問	02_調達仕様書_別添1_要件定義書	34	1	1.1	(5)	1	項番34 契約事務支援システム連携データで示される5種類の管理対象情報について、契約事務支援システム側で管理する以下の情報と一致しておりますでしょうか？ ・業者情報（参加資格者情報） ・案件情報 ・申請情報（競争参加申請情報） ・審査結果情報 ・入札結果情報 ・契約内容情報		本項は契約事務支援システムのデータのうち、電子入札システムと連携しているデータのみを記載しております（基本設計書参照）。そのため、契約事務支援システムの管理情報全てを網羅しているかについては、確認不要の想定です。
17	質問	02_調達仕様書_別添1_要件定義書	59	2	2.5	(1)	1	本表 項8に関連し、契約事務支援システムとの連携情報のデータ項目については、現行維持の観点で以下の項目を前提として仕様調整頂けますようお願いいたします。 ■業者情報（参加資格者情報）について 業者番号、業者名称、業者郵便番号、業者住所、代表者氏名、代表者役職、代表電話番号、代表者FAX番号		各省の機能については、現行の各省のシステムの既存機能を踏襲することを前提としており、契約事務支援システムとの連携についても同様です。 業者情報（参加資格者情報）は、表2-4中の送受信データ種別では「有資格者情報」が該当しますが、データ項目に関しては、基本設計または詳細設計段階で決定する想定です。
18	質問	02_調達仕様書_別添1_要件定義書	59	2	2.5	(1)	1	本表 項8に関連し、契約事務支援システムとの連携情報のデータ項目については、現行維持の観点で以下の項目を前提として仕様調整頂けますようお願いいたします。 ■案件情報について 調達案件番号、機関区分、局ID、事務所ID、事務所管理番号、調達案件名称、都道府県番号、入札方式番号、落札方式、評価項目名称、品目分類番号、工種区分、工事／コンサル区分、本官／分任官区分、内訳書提出の有無、VE案件フラグ、工期、履行期限（開始）、工事場所、納入場所、工事内容、契約担当官等、公告日、開札予定日時、予定価格、調査基準価格、案件状況、入札説明書説明請求期限、内訳書開封予定日時、申請件数1、申請件数2、通知書発行開始日時、通知書発行終了日時、受付締切予定日時、開札執行日時、受付開始日時、通知書発行開始日時2、通知書発行終了日時2		各省の機能については、現行の各省のシステムの既存機能を踏襲することを前提としており、契約事務支援システムとの連携についても同様です。 データ項目に関しては、基本設計または詳細設計段階で決定する想定です。
19	質問	02_調達仕様書_別添1_要件定義書	59	2	2.5	(1)	1	本表 項8に関連し、契約事務支援システムとの連携情報のデータ項目については、現行維持の観点で以下の項目を前提として仕様調整頂けますようお願いいたします。 ■申請情報（競争参加申請情報）について ・申請情報 調達案件番号、企業ID、申請回数、整理番号、カードID、企業名称、企業住所、代表者電話番号、JVコード、JV名称、JVフラグ、VE提案書提出フラグ 申請状態 ・申請書情報 調達案件番号、企業ID、申請回数、整理番号、申請書様式番号、様式フラグ		各省の機能については、現行の各省のシステムの既存機能を踏襲することを前提としており、契約事務支援システムとの連携についても同様です。 データ項目に関しては、基本設計または詳細設計段階で決定する想定です。
20	質問	02_調達仕様書_別添1_要件定義書	59	2	2.5	(1)	1	本表 項8に関連し、契約事務支援システムとの連携情報のデータ項目については、現行維持の観点で以下の項目を前提として仕様調整頂けますようお願いいたします。 ■審査結果情報 ・審査結果情報 調達案件番号、企業ID、申請回数、整理番号、カードID、企業名称、企業住所、代表者電話番号、JVコード、JV名称、JVフラグ、VE提案書提出フラグ、申請状態 ・通知書情報 調達案件番号、企業ID、申請回数、整理番号、通知書様式番号、様式フラグ、参加資格有無、理由、内訳書提出要請文、VE提案可否フラグ、参加資格なし理由請求期限日、VE提案不可理由、入力欄		各省の機能については、現行の各省のシステムの既存機能を踏襲することを前提としており、契約事務支援システムとの連携についても同様です。 審査結果情報は、表2-4中の送受信データ種別では追記した「申請結果情報」が該当する認識ですが、データ項目に関しては、基本設計または詳細設計段階で決定する想定です。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
21	質問	02_調達仕様書_別添1_要件定義書	59	2	2.5	(1)	1	<p>本表 項8に関連し、契約事務支援システムとの連携情報のデータ項目については、現行維持の観点で以下の項目を前提として仕様調整頂けますようお願いいたします。</p> <p>■入札結果情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件情報 調達案件番号、機関区分、局ID、事務所ID、事務所管理番号、調達案件名称、都道府県番号、入札方式番号、落札方式、評価項目名称、品目分類番号、工種区分、工事/コンサル区分、本官/分任官区分、内訳書提出の有無、VE案件フラグ、工期、履行期限(開始)、工事場所、納入場所、工事内容、契約担当官等、公告日、開札予定日時、予定価格、調査基準価格、案件状況、入札説明書説明請求期限、内訳書開封予定日時、申請件数1、申請件数2、通知書発行開始日時、通知書発行終了日時、受付締切予定日時、開札執行日時、受付開始日時、通知書発行開始日時2、通知書発行終了日時2 ・入札情報 調達案件番号、企業ID、整理番号、執行回数(入札/見積)、見積フラグ、入札日、入札・見積金額、落札状況、業者入札結果状況 		<p>各省の機能については、現行の各省のシステムの既存機能を踏襲することを前提としており、契約事務支援システムとの連携についても同様です。</p> <p>データ項目に関しては、基本設計または詳細設計段階で決定する想定です。</p>
22	質問	02_調達仕様書_別添1_要件定義書	59	2	2.5	(1)	1	<p>本表 項8に関連し、契約事務支援システムとの連携情報のデータ項目については、現行維持の観点で以下の項目を前提として仕様調整頂けますようお願いいたします。</p> <p>■契約内容情報</p> <p>案件番号、契約年月日、契約業者名、契約業者住所、工期/履行期限(自)、工期/履行期限(至)</p>		<p>各省の機能については、現行の各省のシステムの既存機能を踏襲することを前提としており、契約事務支援システムとの連携についても同様です。</p> <p>データ項目に関しては、基本設計または詳細設計段階で決定する想定です。</p>
23	質問	01_調達仕様書	3	1	7		1	<p>図3「作業スケジュール」にて、「公共工事電子入札システム」の運用・保守開始期間は、令和9年度1月頃からと記載がありますが、令和9年1月頃までにデータ移行も完了している想定となりますでしょうか。</p>		<p>令和9年度1月上旬(令和10年1月)にデータ移行を完了している想定です。</p> <p>ただし、システム運用上、移行時期を後ろ倒しにしても問題ないと判断できるデータがあればその限りではありません。</p> <p>詳細については、設計段階で検討いただくことを想定しています。</p>
24	質問	01_調達仕様書	9	4	4	(3)イ	1	<p>イ「運用・保守計画」について、「要件定義書の3.17 運用に関する事項」と記載がありますが、正しくは「要件定義書 3.16」ではないでしょうか。</p>		<p>誤記です。調達仕様書の該当箇所につきまして、項番に誤記がありましたので修正いたしました。</p>
25	質問	01_調達仕様書	9	4	4	(3)ウ	1	<p>ウ「運用・保守計画」について、「要件定義書の3.17 運用に関する事項・3.18 保守に関する事項」と記載がありますが、正しくは「要件定義書 3.16 運用に関する事項・3.17 保守に関する事項」ではないでしょうか。</p>		<p>誤記です。調達仕様書の該当箇所につきまして、項番に誤記がありましたので修正いたしました。</p>
26	質問	02_調達仕様書_別添1_要件定義書	3	1	1.1	(2)業務フロー	1	<p>図1-1「業務フロー」の、業務「調達案件情報連携」について、各省からどのような形式でデータが連携されるのでしょうか。現行通りのデータを受領する認識でよろしいでしょうか。また、その他の入札形式においても同様の認識でよろしいでしょうか。</p>		<p>業務フロー図の赤字で示した部分は各省独自の業務・機能を表しています。「各省からデータを受け取り連携する」という意味ではなく、「〇〇省は独自に調達案件情報連携にあたる機能を構築し、業務に活用している」という意味になります。現行の業務フローから変更等はありません。</p>
27	質問	02_調達仕様書_別添1_要件定義書	3	1	1.1	(2)業務フロー	1	<p>図1-1「業務フロー」の、通知「中止通知/開札前取止め通知」について、各省からどのような形式でデータが連携されるのでしょうか。現行通りのデータを受領する認識でよろしいでしょうか。また、その他の入札形式においても同様の認識でよろしいでしょうか。</p>		No26と同様
28	質問	02_調達仕様書_別添1_要件定義書	17	1	1.1	(3)業務の実施に必要な体制	1	<p>表1-3「業務の実施体制」の項番1「業務概要」には「外部連携先システムへのデータ提供を行う」とありますが、当データが全て同資料p.54「2.4. データに関する事項」内で示されている認識でよろしいでしょうか。</p>		ご認識の通りです。
29	質問	02_調達仕様書_別添1_要件定義書	35	1	1.2	(1)システムの利用者数	1	<p>表1-6「システム利用者数(想定)」について、「利用者数」のうち「受注者」行に記載されている数値は、各業者が重複していない認識でよろしいでしょうか。例えば、同一の事業者が複数回同システムを利用した場合、「利用者数」としては1とカウントされますでしょうか。</p>		<p>ご認識の通りです。</p> <p>「利用者数」のうち「受注者」行に記載されている数値は、各省システムに登録されたアカウント数を基に算出しています。</p> <p>同一システム内では事業者単位で集計しているため、重複はありません。</p>